



## 環境保全型農業の一層の推進

- 琵琶湖等の環境保全のため、環境保全型農業、特にオーガニック農業の推進は重要。よって、オーガニック農業の支援充実、直接支払交付金の必要額確保を図りたい。

【提案・要望先】農林水産省、財務省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) オーガニック農業の推進への支援

- オーガニック(有機)農産物、有機JASに対する消費者の理解促進・認知度向上のための全国的なプロモーション(広報、啓発、CM等)の実施
- 県域産地の育成に必要な個別農業者への機械・施設の補助等、支援の充実

#### (2) 環境保全型農業直接支払交付金制度の安定化

- 環境保全型農業直接支払交付金の必要な予算の確保および地域特認取組の過去実績に基づく必要額の配分
- 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業の必要な予算の確保

#### <農林水産省の概算要求等の状況>

【概算要求】	有機農業推進総合対策事業	184 百万円 (R2 予算	153 百万円)
	環境保全型農業直接支払交付金	2,370 百万円 (R2 予算	2,360 百万円)

### 2. 提案・要望の理由

- 国が実施した消費者意識調査では、有機農業や有機JAS農産物について、内容を理解している人が少ない結果となっている。
- 令和2年度予算で、直接支払交付金の単価アップ、指導員の育成、有機JAS認証取得支援、生産・出荷拡大のための機械リース支援等、有機農業推進対策について大幅に拡充されたが、オーガニック米の県域産地の育成においても活用しやすい内容で事業化されることが必要。
- 環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組は、全国共通取組配分後の残額の範囲内で運用することとし、国が掛かり増し経費をもとに定める単価(以下「設定単価」という)を上限として都道府県が交付単価を設定することとされたが、全国の取組状況によっては地域特認取組への配分が少なくなり、設定単価を大きく下回る可能性が常にあるため、農業者の計画的な取組が困難な状況。
- 令和2年度から水質保全効果がある地域特認取組が支援対象とされたが、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において「国民的資産」として位置づけられている琵琶湖の水質保全を図るためにも、地域特認取組の安定的な運用が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) オーガニック農業（水稻）の推進について



### (2) 環境こだわり農業の取組状況

- ①より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、国民的資産と位置づけられた琵琶湖を次の世代に引き継ぐため環境こだわり農業を農政の核として推進
- ②環境保全型農業直接支払交付金の設定単価どおりの助成など安定した制度運営のもと、取組面積は 14,366ha(R 元)まで拡大し、耕地面積に対する割合は 32.3%で全国一

年度	取組面積 (ha)	国費(千円)			
		必要額	交付額	充足率	不足額
H28	17,204 (うち第1取組 14,504)	369,329	322,105	87.2%	47,224
H29	17,891 (うち第1取組 14,758)	379,907	341,837	90.0%	38,070
H30	14,459 (複数取組廃止)	307,488	307,488	100%	—
R1	14,366	299,934	299,934	100%	—
R2	環境保全型直接支払 交付金に係る推進事業	37,314	22,358	59.9%	14,956

担当：農政水産部 食のブランド推進課  
環境こだわり農業係  
TEL 077-528-3895